

第 5 発注者支援業務の積算 2 構成費目の内容

	改 正 後	現 行
誤	<p>2 構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直接経費 <u>（積上計上）</u> 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 (ア)～(カ) (略) (削る。)</p> <p>ウ <u>直接経費（積上計上するものを除く。）</u> <u>直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。</u></p> <p>(2) その他原価 その他原価は、<u>間接原価</u>および直接経費 <u>（積上計上するものは除く）</u> からなる。 <u>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）並びに P C 等の標準的な O A 機器費用（B I M / C I M に関するライセンス費用を含む）とする。</u> (削る。)</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等 <u>を含む</u>。</p> <p>イ 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等 <u>を含む</u>。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 (ア)～(カ) (略) <u>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</u> (新設)</p> <p>(2) その他原価 その他原価は <u>間接原価</u> および直接経費 <u>（積上計上するものは除く）</u> からなる。</p> <p>エ <u>間接原価</u> <u>当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。</u></p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等 <u>とする</u>。</p> <p>イ 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等 <u>とする</u>。</p> <p>(4) (略)</p>

	改正後	現行
正	<p>2 構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直接経費 <u>(積上げ計上)</u> 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 (ア)～(カ) (略) (削る。)</p> <p>ウ <u>直接経費(積上げ計上するものを除く。)</u> <u>直接経費(積上げ計上分)以外の直接経費とする。</u></p> <p>(2) その他原価 その他原価は、<u>間接原価</u>および直接経費 <u>(積上げ計上)</u>するものは除く) からなる。 <u>なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用(登録料及び利用料)並びにPC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)とする。</u> (削る。)</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>イ 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>2 構成費目の内容</p> <p>(1) 直接原価 直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 (ア)～(カ) (略) <u>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</u> (新設)</p> <p>(2) その他原価 その他原価は<u>間接原価</u>および直接経費 <u>(積上げ計上)</u>するものは除く) からなる。</p> <p>エ <u>間接原価</u> <u>当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務原価のうち直接原価以外のものとする。</u></p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等とする。</p> <p>イ 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するために要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等とする。</p> <p>(4) (略)</p>

第6 業務委託料の変更の取扱い

	改正後	現行
誤	<p>第6 業務委託料の変更の取扱い 業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。 (略)</p> <p>1 直接人件費 直接人件費は、<u>業務内容（業務対象工事件数、工事監督支援業務における担当技術者の実働日数等）の変更に応じて変更する。</u></p> <p>2 直接経費 <u>旅費交通費は、業務内容等の変更当初積算の旅費交通費と変更となる場合は変更する。</u> <u>なお、旅費交通費以外の直接経費については、原則として変更しないが、当初積算していた諸条件が変更になった場合は変更できるものとする。</u> (削る。) (削る。) (削る。)</p> <p>3 <u>その他原価</u> <u>業務内容等の変更により直接人件費に変更があった場合は変更する。</u></p> <p>4 <u>一般管理費等</u> <u>業務内容等の変更により業務原価に変更があった場合は変更する。</u></p> <p>別表1 (略)</p>	<p>第6 業務委託料の変更の取扱い 業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。 (略)</p> <p>1 直接人件費 直接人件費は、<u>編成人員または委託期間に変更のない限り変更しないものとする。</u></p> <p>2 直接経費 (新設)</p> <p>ア <u>旅費交通費は、委託期間又は業務内容の変更に伴い当初契約に係る旅費交通費が変動する場合に限り、実績に係らず委託者の積算に基づき変更する。</u> イ <u>業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、委託期間が変更になった場合に限り、その増減に比例して変更する。</u> ウ <u>上記のア、イ以外の直接経費については、原則として変更の対象としないが、当初積算していた諸条件が大幅に変更になった場合は変更することができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表1 (略)</p>

	改正後	現行
正	<p>第6 業務委託料の変更の取扱い 業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。 (略)</p> <p>1 直接人件費 直接人件費は、<u>業務内容（業務対象工事件数、工事監督支援業務における担当技術者の実働日数等）の変更に応じて変更する。</u></p> <p>2 直接経費 <u>旅費交通費は、業務内容等の変更当初積算の旅費交通費と変更となる場合は変更する。</u> <u>なお、旅費交通費以外の直接経費については、原則として変更しないが、当初積算していた諸条件が変更になった場合は変更できるものとする。</u> (削る。) (削る。) (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>3 <u>その他原価</u> <u>業務内容等の変更により直接人件費に変更があった場合は変更する。</u></p> <p>4 <u>一般管理費等</u> <u>業務内容等の変更により業務原価に変更があった場合は変更する。</u></p> <p>別表1 (略)</p>	<p>第6 業務委託料の変更の取扱い 業務委託料の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、委託者の積算書をもとにして次の式により算出する。 (略)</p> <p>1 直接人件費 直接人件費は、<u>編成人員または委託期間に変更のない限り変更しないものとする。</u></p> <p>2 直接経費 (新設)</p> <p>ア <u>旅費交通費は、委託期間又は業務内容の変更に伴い当初契約に係る旅費交通費が変動する場合に限り、実績に係らず委託者の積算に基づき変更する。</u> イ <u>業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、委託期間が変更になった場合に限り、その増減に比例して変更する。</u> ウ <u>上記のア、イ以外の直接経費については、原則として変更の対象としないが、当初積算していた諸条件が大幅に変更になった場合は変更することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>その他原価及び一般管理費等</u> <u>その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表1 (略)</p>